

平成22年12月27日

武藤久資様

東京高等裁判所事務局総務課長 江川 智津乃

苦情の申出に係る司法行政文書不開示通知書

平成22年12月6日付けで苦情の申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 一部について開示しないこととした司法行政文書の名称
裁判員経験者の記者会見に関する実施状況調査票
- 2 一部について開示しないこととした理由

1の文書で開示しないこととした部分のうち、事件番号、判決宣告終了時刻及び開催日時は、裁判所名が開示されていることから、当該部分を開示すれば、開示された情報と合わせることによって、事件記録の閲覧等を通して開示申出人に被告人等の個人情報明らかとなることから、被告人等の個人を識別することができる情報に該当するため、不開示とすべきものと認められる（情報公開法第5条第1号本文前段相当）。

また、被告事件名、審理日数、判決主文（求刑）及び立ち会い者が指摘した事項等の「守秘義務に違反する回答を導くと考えて指摘を行った質問及び指摘後の対応」欄の一部は、特定の個人を識別することはできないものの、当該部分を開示すれば、なお被告人等の個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、不開示とすべきものと認められる（情報公開法第5条第1号本文後段相当）。

以上により、本件申出につき、東京地方裁判所が一部を開示しないこととした判断は相当である。

（担当） 総務課 電話03（3581）1332（ダイヤルイン）